

電子納品運用ガイドライン (案)

[ 付 録 ]

2012年 (平成24年) 6 月

滋 賀 県 企 業 庁

---

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 付-1. 国土交通省の電子納品に関する要領・基準・ガイドライン              | 25 |
| 付-1-1 要領および基準等の入手                            | 25 |
| 付-1-2 ガイドライン等の入手                             | 26 |
| 付-2. 要領および基準の協議事項に関する方針(案)                   | 28 |
| (1) 土木設計業務等の電子納品要領(案) 協議事項の方針(案) [H20.05改訂]  | 28 |
| (2) デジタル写真管理情報基準(案) 協議事項の方針(案) [H20.05改訂]    | 29 |
| (3) CAD製図基準(案) 協議事項の方針(案) [H20.05改訂]         | 30 |
| (4) 地質・土質調査成果電子納品要領(案) 協議事項の方針(案) [H20.12改訂] | 33 |
| (5) 測量成果電子納品要領(案) 協議事項の方針(案) [H20.12改訂]      | 36 |
| (6) 工事完成図書の電子納品要領(案) 協議事項の方針(案) [H20.05改訂]   | 53 |
| 付-3. 遵守すべき要領および基準等                           | 55 |

※：ページ番号は、[土木工事編]、[委託業務編]からの連番としています。

**(参考) 滋賀県CALS/ECアクションプログラムについて**

平成15年(2003年)3月に策定した滋賀県CALS/ECアクションプログラムについては、以下の滋賀県CALS/ECのホームページアドレスを参照して下さい。

[http://www.pref.shiga.jp/h/d-kanri/dennsann/cals\\_ec/cals\\_ec\\_actionprogram.html](http://www.pref.shiga.jp/h/d-kanri/dennsann/cals_ec/cals_ec_actionprogram.html)

## 付-1. 国土交通省の電子納品に関する要領・基準・ガイドライン

国土交通省が定める電子納品に関する要領(案)・基準(案)等の適用、目的、定義等は以下のとおりであるが、準拠するにあたり、「各共通仕様書」を「滋賀県の各共通仕様書」、「各地方整備局等」は「滋賀県企業庁」と読替えるものとする。

## 付-1-1 要領および基準等の入手

電子成果品を作成する際の要領および基準は、国土交通省が定める電子納品に関する要領(案)・基準(案)に準拠することとし、ホームページから入手することができる。

表 付-1-1 電子納品に関する要領(案)・基準(案)

| 要領・基準名             | 策定年月     | 掲載ホームページアドレス  |
|--------------------|----------|---|
| 土木設計業務等の電子納品要領(案)  | 平成20年 5月 | 国土交通省国土技術政策総合研究所<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/">http://www.cals-ed.go.jp/</a> |
| 工事完成図書の電子納品要領(案)   | 平成20年 5月 |   |
| CAD製図基準(案)         | 平成20年 5月 |   |
| デジタル写真管理情報基準(案)    | 平成20年 5月 |   |
| 地質・土質調査成果電子納品要領(案) | 平成20年12月 |   |
| 測量成果電子納品要領(案)      | 平成20年12月 |   |

(1) 土木設計業務等の電子納品要領(案) : (平成20年5月 国土交通省)

## (適用)

本要領は、土木設計業務等委託契約書及び設計図書において定められる成果品を電子的手段により引き渡す場合に適用する。なお、測量作業、地質、土質調査等に関する業務についてもこれに準じた扱いとする。

(2) 工事完成図書の電子納品要領(案) : (平成20年5月 国土交通省)

## (適用)

本要領は、共通仕様書及び特記仕様書に規定される資料の中から、電子的手段によって発注者に引き渡す書類(以下「電子成果品」という)の電子データの形式の標準を定めたものである。

(3) CAD製図基準(案) : (平成20年5月 国土交通省)

## (総論 策定の目的)

従来土木製図では、図面は紙により運用されており、各地方整備局ごとに定める共通仕様書や図面作成要領、またJISA0101: 2003「土木製図通則」、土木学会制定「土木製図基準」等により作成されてきた。

電子納品が開始されるにあたり、成果品を適切に管理し活用するためには、納品様式を統一(標準化)する必要があったこと、CADを使って土木製図を行う際のCADデータの作成方法に関して、拠り所となる技術基準が当時存在していなかったことなどの理由により、公共工事における標準的なCAD製図に関する基準として、本基準(案)が策定されることとなった。

本基準(案)では、CADデータ作成にあたり必要となる、属性情報(ファイル名、レイヤ名等)、フォルダ構成、ファイル形式等の標準仕様を定めている。

(4) デジタル写真管理情報基準(案) : (平成20年5月 国土交通省)

**(適用)**

本基準は、写真等(工事・測量・調査・地質・広報・設計)の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。

(5) 地質・土質成果電子納品要領(案) : (平成20年12月 国土交通省)

**(適用)**

本要領は、地質・土質調査における電子成果品を作成及び納品する際に適用するものである。

**(地質・土質調査成果の電子化対象)**

地質・土質調査成果の電子化対象は、(1) 報告文、(2) ボーリング柱状図、(3) 地質平面図、(4) 地質断面図、(5) コア写真、(6) 土質試験及び地盤調査、(7) 現場写真、(8) その他の地質・土質調査成果とする。

(6) 測量成果電子納品要領(案) : (平成20年12月 国土交通省)

**(適用)**

本要領は、国土交通省公共測量作業規定に従って作成される成果品を電子的手段により引き渡す場合に適用する。

**付-1-2 ガイドライン等の入手**

電子納品に関するガイドライン(案)は、電子納品を具体的に実施するにあたって、電子納品の対象範囲、適用基準類、発注者が留意すべき事項等を示したものであり、本県の電子納品運用ガイドライン(案)として準拠し、ホームページから入手することができる。

**表 付-1-2 電子納品に関するガイドライン(案)**

| ガイドライン名                 | 策定年月     | 掲載ホームページアドレス  |
|-------------------------|----------|---|
| 電子納品運用ガイドライン(案)業務編      | 平成21年 6月 | 国土交通省国土技術政策総合研究所<br><br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/">http://www.cals-ed.go.jp/</a> |
| 電子納品運用ガイドライン(案)土木工事編    | 平成21年 6月 |   |
| 電子納品運用ガイドライン(案)測量編      | 平成21年 6月 |   |
| 電子納品運用ガイドライン(案)地質・土質調査編 | 平成22年 8月 |   |
| CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)  | 平成21年 6月 |   |

- (1) 電子納品運用ガイドライン(案) 【業務編】 : (平成21年6月 国土交通省)  
 【土木工事編】 : (平成21年6月 国土交通省)  
 【地質・土質調査編】 : (平成22年8月 国土交通省)  
 【測量編】 : (平成21年6月 国土地理院)

**(目的)**

本ガイドライン(案)は、国土交通省の公共事業において電子納品を具体的に実施するにあたって、電子納品の対象範囲、適用基準類、発注者が留意すべき事項等を示したものであるが受注者においても活用できるものである。

**(適用する事業)**

本ガイドライン(案)は、以下に示す事業の工事・業務に適用する。

- ・ 管路事業

**(電子納品の定義)**

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、電子納品に関する要領(案)・基準(案)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

**(要領・基準類の相互関係)**

- 1) 電子納品運用ガイドライン(案)  
工事・業務の準備段階から保管管理までの全般にわたり、電子納品の運用にかかわる事項について記載している。
- 2) CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)  
CADの取り扱いにあたって、担当者ごとのバラツキをなくし、現場での混乱や手戻りを最小とするため、発注者が留意すべき事項及び参考となる事項を示し、CAD製図基準(案)の統一的な運用を図ることを目的に作成している。
- 3) 電子納品に関する要領(案)・基準(案)  
電子納品を作成する際のフォルダ構成やファイル形式など、納品される電子データの仕様等について記載している。

**(電子納品の対象範囲)**

- 1) 電子納品の対象とする成果品  
電子納品は、以下に示す仕様書において規定する成果品のうち3)、4)で定めるものを対象とする。

|        |                 |         |
|--------|-----------------|---------|
| 管路工事   | 土木工事共通仕様書       | 各地方整備局等 |
| 管路設計業務 | 設計業務等共通仕様書      | 各地方整備局等 |
| 測量業務   | 測量作業共通仕様書(案)    | 各地方整備局等 |
| 地質調査   | 地質・土質調査共通仕様書(案) | 各地方整備局等 |
- 2) 対象範囲  
電子納品運用ガイドライン(案)(滋賀県企業庁版)の「電子納品の対象範囲」を参照
- 3) 工事において電子納品の対象とする資料の範囲  
工事完成図書の電子納品要領(案)に定めるフォルダ構成とし、工事管理ファイルおよび発注図面、特記仕様書、工事打合せ簿、施工計画書、完成図面、写真、段階確認書、工事履行報告書の7フォルダにファイル形式で格納する。
- 4) 業務において電子納品の対象とする資料の範囲  
土木設計業務等の電子納品要領(案)に定めるフォルダ構成とし、業務管理ファイルおよび報告書、図面、写真、測量データ、地質・土質調査データの5フォルダにファイル形式で格納する。

(2) CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案) : (平成21年6月 国土交通省)

**(目的)**

本ガイドライン(案)は、CADデータの取り扱いにあたって、担当者ごとのバラツキをなくし、現場での混乱や手戻りを最小とするため、発注者が留意すべき事項等を運用の流れに沿って示すことで、CAD製図基準(案)の統一的な運用を図ることを目的に作成したものである。

なお、本ガイドライン(案)は、電子納品の適正運用、普及促進、事業の効率化等の事項を考慮し、CADデータの作成方法などに関する全国的な運用の統一化を図るため、受発注者がともに参照できるよう作成したものである。

## 付-2. 要領および基準の協議事項に関する方針(案)

受注者は、電子成果品を作成するにあたり、次の要領および基準に関する協議事項について、発注者と事前協議しなければならない。

- (1) 土木設計業務等の電子納品要領(案) (4) 地質・土質調査成果電子納品要領(案)  
 (2) デジタル写真管理情報基準(案) (5) 測量成果電子納品要領(案)  
 (3) CAD製図基準(案) (6) 工事完成図書の電子納品要領(案)

事前協議の参考として、一般的な対応方針(案)を示す。

## (1) 土木設計業務等の電子納品要領(案) 協議事項の方針(案) [ H20.05改訂 ]

| 番号 | 項目               | 頁         | 協議事項  | 事前 | 対応方針   |
|----|------------------|-----------|---|----|--|
| 1  | ファイル形式           | 10        | 報告書オリジナルファイルを作成するソフトおよびファイル形式は、調査職員と協議し決定する。  | □  | ・受注者が一般的に使用しているアプリケーションを双方で確認し、発注者が選定する。<br>(例:Microsoft Word2003、Excel2003とし、ファイル形式はそれぞれ、xxx.doc、xxx.xlsとする。)   |
| 2  | 報告書1ファイル当たりの最大容量 | 10        | 報告書ファイルの許容される1ファイル当たりの最大容量は、調査職員と協議する。  | □  | ・1ファイルあたり最大容量を10Mbyte以下に分割する。(ただし、別途指示がある場合はこの限りではない)  |
| 3  | 圧縮ファイル形式         | 11        | 拡張子が4文字以上、ファイル間でリンクや階層を持った資料など、本要領によりがたい場合は、ファイルを圧縮して電子媒体に格納する。圧縮ファイル形式は調査職員と協議し、決定する。  | □  | ・受注者が一般的に使用しているアプリケーションを双方で確認し、発注者が選定する。<br>(一般的なZIP形式を標準とする)  |
| 4  | 電子化が困難な資料の取り扱い   | 20        | 電子化が難しいパース図類や特殊アプリケーションを利用したデータファイルの取り扱いについては、事前に調査職員と協議する。<br>(電子化が難しい成果品)<br>手書きパース、CG動画図、構造計算結果や解析計算結果(大量データ)、A3より大きな図面等、カタログ、見本 | □  | ・電子納品対象外とし、以下を標準とする。<br>(1) 手書きパース図は紙で提出する。<br>(2) CG写真や動画は、受注者が発注者にファイル形式を確認し、納品する。<br>(3) 解析結果(大量データ): ソフト名、入力データを報告書内に記述することとし、電算出力データは、電子データ若しくは紙データで納品する場合、解析内容によって、協議のうえ不要とすることができる。<br>(4) A3よりも大きな図面等、紙でしか入手不可能のもの(カタログ、見本など)は、紙で提出する。 |
| 5  | PDFのバージョン        | Gui de P6 | PDF形式のバージョンを固定する必要はないが、事前に協議しておく。   | □  | ・PDF1.5(Acrobat6.0)を標準とする。   |

| 番号 | 項目           | 頁        | 協議事項      | 事前                       | 対応方針   |
|----|--------------|----------|-----------|--------------------------|--|
| 6  | 報告書ファイル容量    | Guide P6 | 報告書ファイル容量 | <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ファイルあたり最大容量を10Mbyte以下に分割する。(ただし、別途指示がある場合はこの限りではない)</li> <li>(報告書作成時の1冊分が、1つのPDF形式ファイルとなることを原則とする。ただし、報告書ファイルが10Mbyteを超える場合には、閲覧時の利便性を考慮して、1ファイルあたり10Mbyteを目途に分割する。)</li> </ul> |
| 7  | 報告書ファイル名のつけ方 | Guide P6 | 報告書ファイル容量 | <input type="checkbox"/> | [委託業務編]3-3 報告書ファイルを参照する。   |

## (2) デジタル写真管理情報基準(案) 協議事項の方針(案) [H20.05改訂]

| 番号 | 項目           | 頁 | 協議事項  | 事前                       | 対応方針   |
|----|--------------|---|---|--------------------------|--|
| 1  | 写真ファイルの記録形式  | 6 | 写真ファイルの記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督(調査)職員と協議の上決定する。               | <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・圧縮率: 非圧縮~1/8圧縮 (ただし、黒板の字が見えるようにする)</li> <li>・撮影モード: 画素数は100万画素程度とし、むやみに画素数を上げない。(横)1,280画素 x (縦)960 画素 程度</li> </ul>   |
| 2  | 参考図ファイルの記録形式 | 6 | 参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFF(G4)とし、JPEGの圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。 | <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・TIFF(G4)の解像度<br/>図面が判読できる程度 (200dpi標準)</li> <li>・JPEGの撮影モード<br/>黒板の文字が判読できる程度<br/>(横)1,280画素 x (縦)960 画素 程度</li> </ul> |
| 3  | 写真編集等        | 7 | 写真の信憑性を考慮し、原則として写真編集は認めない。  | <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルカメラのファイルについては、そのまま保存、提出を行う。</li> <li>・補正が必要であれば、監督(調査)職員の承諾を得、オリジナルファイルをPICフォルダ下にORGフォルダを作成し格納する。</li> </ul>       |

## (3) CAD製図基準(案) 協議事項の方針(案) [H20.05改訂]

| 番号 | 項目                                       | 頁              | 協議事項   | 事前 | 対応方針  |
|----|--|----------------|--|----|---|
| 1  | 1 総則<br>1-4 図面様式<br>1-4-1 図面の大きさ         | 5              | 検査時や施工図面としての紙での運用を考慮して、本基準(案)ではA1を標準とする。<br>ただし、構造物の形状によっては、A1以外の大きさが適切な場合がある。その場合、図面の大きさは解説表 1-1、解説図 1-2を参考とする。                 | □  | ・基本的にはA1を標準とする。<br>・解説表1-1によらない場合は、図面管理項目-その他-受注者説明文に明記する。<br>・1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。       |
| 2  | 1-4-2 図面の正位                              | 6              | 図面は、図 1-1に示す長辺を横方向においた位置を正位とする。<br>ただし、高さの大きい構造物等を示す場合には、関係者間協議の上、図 1-2に示すように正位を変えることができる。                                       | □  | ・正位を変えた場合は、図面管理項目-その他-受注者説明文に明記する。  |
| 3  | 1-4-4 表題欄                                | 8              | 表題欄の記載事項は、以下の項目を標準とする。ただし、これにより難しい場合は、別途基準等に定めることで、その一部を変更・追加できるものとする。   | □  | ・本ガイドライン、4-3に定める表題欄を基準とする。  |
| 4  | 1-5 CADデータの作成<br>1-5-1 CADデータファイルのフォーマット | 8              | SXFの物理ファイルには、国際標準に則った「P21形式」と国内CADデータ交換のための簡易形式である「SFC形式」の2種類がある。<br>本基準(案)では、SXF(P21)形式のバージョンとレベルは、SXF Ver.2.0 レベル2 以上を対象としている。 | □  | ・ファイルサイズやCADデータのライフサイクル等を考慮し、CADデータ交換フォーマットは原則として SXF(SFC) とする。<br>・本ガイドライン、4-2 に定めるフォーマットを基準とする。 |
| 5  | 1-5-2<br>1-5-3<br>1-5-4<br>データの名称        | 12<br>13<br>14 | 整理番号は、ライフサイクル、図面種類、図面番号をより詳細に区分するためのものであり、付番の方法は関係者間で協議し決定する。  | □  | ・「0」を標準とする。<br>(通常は「0」のみで良い。但し、詳細に分ける必要がある場合は、受発注者間の協議とする)  |
| 6  | 1-5-2 ファイル名                              | 12             | 図面種類でファイル名一覧に該当しないファイル名をつける場合においても、関係者間で協議し決定する。その場合は、図面管理項目の「追加図面種類(略語)」、「追加図面種類(概要)」に追加図面種類の略語と概要を記述する。                        | □  | ・受注者が発注者にファイル名案を提示し確認する。  |
| 7  | 1-5-5 レイヤの名称                             | 12             | レイヤ名一覧に該当しない施設や複数工種等の対応は、関係者間で協議し、作図要素(3階層目)およびユーザ定義領域(4階層目)に限って新規レイヤを作成することができる。  | □  | ・受注者が発注者にレイヤ名案を提示し確認する。   |

| 番号 | 項目  | 頁  | 協議事項   | 事前 | 対応方針  |
|----|---|----|--|----|---|
|    | つづき   |    | その場合は、作成したレイヤ名及び作図内容の概要を図面管理項目の「新規レイヤ名(略語)」「新規レイヤ(概要)」に記述する。   |    |   |
| 8  | 1-5-7 色                                     | 20 | 線色は、解説表 1-4示す16色を原則とする。<br>なお、紙出力の際など、これによりがたい場合は、関係者間で協議の上、変更できる。   | □  | ・協議事項とする。   |
| 9  | 1-6 成果品                                     | 30 | 設計業務等において成果データを、発注のためにフォルダに分けて納品する必要がある場合などは、関係者間協議において、必要と考えられるサブフォルダを設けて納品することができる。  | □  | ・受注者が発注者に使用するサブフォルダ名案を提示し確認する。<br>(「DRAWING」フォルダの直下に図面管理ファイル、サブフォルダ(作成者記入)を作成し、必要な図面ファイルを格納するなど)  |
| 10 | 1-7 部分データ等の利用に関する留意点<br>(1) CADによる部分データ等の利用 | 30 | 各種部品データを利用することで、効率的な設計を行うことが可能であるが、そうしたデータの中には著作権法上、保護されるデータが混在している場合がある。これらの部品データ等の利用にあたっては、後工程で問題が生じないように関係者間協議を行うなどして、著作権法上の課題を解決するように留意する。 | □  | ・受注者は発注者に提示し確認する。<br>・部品データ等の利用について著作権法上の課題を解決する。   |
| 11 | 1-7 部分データ等の利用について<br>(2) 位置図等での市販地図等の利用について | 38 | CADを用いた位置図等の作成においては、地形図等を電子化する必要があるため、その過程で著作権法上の課題(複製)が生じることが予想される。そのため、市販地図などをデータとして利用する場合は、著作権法上の課題を解決するような配慮を行う必要がある。                      | □  | ・国土地理院の地図を利用する場合の方針<br>測量法第30条第3項の規定に基づき挿入図扱いとし、「国土地理院発行1/25,000地形図「〇〇」」等の出展を明示する。内容により異なるが、原則として測量法第29条もしくは第30条による申請が必要となる。<br>上記地図以外からの利用については、著作権法上の課題を解決する。 |
| 12 | 2 道路編<br>2-2 道路設計<br>2-2-1 位置図(LC)          | 45 | 地形図が電子化されていない場合は、市販地図をラスターデータに変換して利用することとなるが、著作権者の承諾等に関して、関係者間で協議しておくことが望ましい。  | □  | 番号 11 位置図等での市販地図等の利用についてによる。  |

| 番号 | 項目   | 頁   | 協議事項  | 事前                       | 対応方針   |
|----|--|-----|---|--------------------------|--|
| 13 | 2-2-2 平面図(PL)                              | 46  | 線形に記載する測点は原則20m間隔として、測点番号は100m毎に記載する。測点の記載はNO.20等とする。なお、測点間隔がこれによりがたい場合は関係者間で協議の上変更することができる。                              | <input type="checkbox"/> | ・20.0m間隔とする。(これに依りがたい場合は、協議の上変更することができる)                             |
| 14 | 2-3 地下構造物<br>2-3-3 埋設物件平面図(PR)             | 60  | 電線共同溝では、埋設物や電線共同溝設計図面が輻輳するので、色で区別するのが一般的である。本基準(案)では、下表を参考にして埋設物件別に色分けをする。また、企業名称は略称で記載する。<br>本基準(案)により難しい場合は関係者間で協議すること。 | <input type="checkbox"/> | ・本基準(案)の解説表2-2を標準とする。<br>・これにより難しい場合は、受注者が発注者に企業略称名および色の表現案を提示し確認する。 |
| 15 | 2-3-3 一般平面図(PL)                            | 61  | 地下埋設物との違いを明確にするため、線色は白とする。本基準(案)により難しい場合は関係者間で協議の上変更することができる。   | <input type="checkbox"/> | ・本基準(案)の線色を標準とする。<br>・これにより難しい場合は、受注者が発注者に色の表現案を提示し確認する。             |
| 16 | 2-3-10 管路部構造図(PS)                          | 69  | 管路素材の記入については、関係者間で協議の上で決定する。  | <input type="checkbox"/> | ・受注者が発注者に管路素材の記入案を提示し確認する。   |
| 17 | 3-3 橋梁設計<br>3-3-4 構造一般図                    | 93  | 下部工構造一般図の作成について、近傍における地盤調査結果がある場合、関係者間で協議の上、柱状図を記載する。   | <input type="checkbox"/> | ・地質調査結果における電子簡略柱状図がある場合は、記載することを標準とする。                               |
| 18 | 4-2 河川構造物設計<br>4-2-1 位置図(LC)               | 102 | 地形図が電子化されていない場合は、市販地図をラスターデータに変換して利用することとなるが、著作権者の承諾等に関して、関係者間で協議しておくことが望ましい。   | <input type="checkbox"/> | ・番号 11 位置図等での市販地図等の利用についてによる。  |
| 19 | 5-2 宅地開発設計(公園設計含む)<br>5-2-1 位置図(LC)        | 127 | 地形図が電子化されていない場合は、市販地図をラスターデータに変換して利用することとなるが、著作権者の承諾等に関して、関係者間で協議しておくことが望ましい。   | <input type="checkbox"/> | ・番号 11 位置図等での市販地図等の利用についてによる。  |
| 20 | 5-3 管路設計<br>5-3-1 位置図(LC)<br>5-3-2 系統図(SL) | 132 | 地形図が電子化されていない場合は、市販地図をラスターデータに変換して利用することとなるが、著作権者の承諾等に関して、関係者間で協議しておくことが望ましい。   | <input type="checkbox"/> | ・番号 11 位置図等での市販地図等の利用についてによる。  |

## (4) 地質・土質調査成果電子納品要領(案) 協議事項の方針(案) [ H20.12改訂 ]

| 番号 | 項目  | 頁    | 協議事項  | 事前                       | 対応方針  |
|----|---|------|---|--------------------------|---|
| 1  | 第1章一般編<br>4 フォルダ構成<br>表4-1<br>その他データサブフォルダ(OTHRs) | 1-6  | 表4-1「地質・土質調査成果とフォルダ構成」の(8)その他の地質・土質調査成果サブフォルダ「OTHRs」<br>上記(1)～(7)で規定されていない地質・土質調査成果のうち、受発注者協議の上、電子納品対象となった成果品を保存する。ファイル仕様等の詳細については、個々に受発注者協議の上、決定することとする。 | <input type="checkbox"/> | ・原則として電子納品対象外とする。<br>(協議の上で電子納品する場合でも受注者側で既に電子化されているものを前提とする。報告文・ボーリング柱状図・地質平面図・地質断面図・コア写真・土質試験および地質調査・現場写真以外の項目について、要領(案)では基本的には電子化が容易な資料のみとし困難なものはむやみに電子化をしない。) |
| 2  | 第2章 ボーリング柱状図編<br>6 電子柱状図<br>6-5 電子柱状図の標準様式        | 2-9  | 電子柱状図の標準様式は、土質ボーリング柱状図作成要領(案)解説書で規定されている土質ボーリング柱状図様式、岩盤ボーリング柱状図様式および地すべりボーリング柱状図作成要領(案)で規定されている地すべりボーリング柱状図様式を基本とする。                                      | <input type="checkbox"/> | ・要領(案)で定められている様式を利用する。特殊なボーリングの場合は、受発注者間の協議とする。   |
| 3  | 7電子簡略柱状図<br>7-1 ファイル形式                            | 2-9  | 電子簡略柱状図のファイル形式は、SXF(P21)形式とする。  | <input type="checkbox"/> | 電子簡略柱状図のファイル形式は、SXF(SFC)形式とする。  |
| 4  | 第3章 地質平面図編<br>2-1 地質平面図の電子成果品                     | 3-1  | CAD製図の総則は、CAD製図基準(案)による。ただし、CAD化が困難な手書き図面等(表 2-1参照)については、設計段階移行での利用頻度を考慮して、受発注者間で協議の上で取り決めること。  | <input type="checkbox"/> | ・紙で納品する。<br>(スキャナで読み込むと容量が大きくなる上イメージデータなので利用性に欠けるため、メリットがない。)   |
| 5  | 2-1 地質平面図の電子成果品                                   | 3-1  | スキャナで取り込む場合の解像度は、200～400dpi程度の文字が認識できる解像度を目安とし、ファイル容量なども考慮した上で受発注者間協議により決定する。   | <input type="checkbox"/> | ・TIFFフォーマットとし、解像度は図面の大きさによるが、10Mbyte以下になるように調整する。<br>(コンピュータの仕様によって制約されるが、10Mbyte程度では通常PCで取り扱うことが可能である。カラーとする場合は、別途協議する。)   |
| 6  | 2-3 CADデータのフォーマット                                 | 3-5  | CADデータファイルのフォーマットは、SXF(P21)形式とする。   | <input type="checkbox"/> | CADデータファイルのフォーマットは、SXF(SFC)形式とする。   |
| 7  | 3-6 地質平面図のレイヤ設定方法<br>表3-1 レイヤ構成、レイヤ名              | 3-21 | 注)*1<br>地層・岩体分布を示す着色、ハッチングの種類は受発注者間協議の上決定する。  | <input type="checkbox"/> | ・受発注者協議による。<br>(受注者の提案により、特に支障がなければ採用する。)   |

| 番号 | 項目                                   | 頁    | 協議事項  | 事前                       | 対応方針  |
|----|--------------------------------------|------|---|--------------------------|---|
| 8  | 表3-1 レイヤ構成、レイヤ名                      | 3-21 | 注)*2その他特定の主題や目的に応じて作成される要素を格納するレイヤについては、レイヤ命名規則に従い、受発注者間協議の上適宜設定する。   | <input type="checkbox"/> | ・受注者の提案による。<br>(別途使用しているレイヤ名は使用できない。)   |
| 9  | レイヤ名一覧に該当しない要素                       | 3-22 | 受発注者間協議により、作成要素(3階層目)及びユーザ定義領域(4階層目)に限って新規レイヤを作成することができる。その場合は、作図したレイヤ名および作図内容の概要を図面管理項目の「新規レイヤ名(略語)」、「新規レイヤ(概要)」に記入する。 | <input type="checkbox"/> | ・受注者の提案による。<br>(別途使用しているレイヤ名は使用できない。)   |
| 10 | 第4章 地質断面図編<br>2-1 地質断面図の電子成果品        | 4-1  | CAD製図の総則は、CAD製図基準(案)による。ただし、CAD化が困難な手書き図面等については、設計段階移行での利用頻度を考慮して、受発注者間で協議の上で取り決める。                                     | <input type="checkbox"/> | ・紙で納品する。<br>(スキャナで読み込むと容量が大きくなる上イメージデータなので利用性に欠けるため、メリットがない。)   |
| 11 | 2-1 地質断面図の電子成果品                      | 4-1  | スキャナで取り込む場合の解像度は、200～400dpi程度の文字が認識できる解像度を目安とし、ファイル容量なども考慮した上で受発注者間協議により決定する。   | <input type="checkbox"/> | ・TIFFフォーマットとし、解像度は図面の大きさによるが、10Mbyte以下になるように調整する。(コンピュータの仕様によって制約されるが、10Mbyte程度では通常PCで取り扱うことが可能である。カラーとする場合は、別途協議する。) |
| 12 | 2-3 CADデータのフォーマット                    | 4-4  | CADデータファイルのフォーマットは、SXF(P21)形式とする。   | <input type="checkbox"/> | CADデータファイルのフォーマットは、SXF(SFC)形式とする。   |
| 13 | 3-7 地質断面図のレイヤ設定方法<br>表3-2 レイヤ構成、レイヤ名 | 4-31 | 注)<br>地層・岩体分布を示す着色、ハッチングの種類は受発注者間協議の上決定する。  | <input type="checkbox"/> | ・受発注者協議による。<br>(受注者の提案により、特に支障がなければ採用する。)   |
| 14 | 3-7 地質断面図のレイヤ設定方法<br>表3-2 レイヤ構成、レイヤ名 | 4-31 | 注)<br>その他特定の主題や目的に応じて作成される要素を格納するレイヤについては、レイヤ命名規則に従い、受発注者間協議の上適宜設定する。   | <input type="checkbox"/> | ・受注者の提案による。<br>(別途使用しているレイヤ名は使用できない。)   |
| 15 | レイヤ名一覧に該当しない要素                       | 4-32 | 受発注者間協議により、作成要素(3階層目)及びユーザ定義領域(4階層目)に限って新規レイヤを作成することができる。その場合は、作図したレイヤ名および作図内容の概要を図面管理項目の「新規レイヤ名(略語)」、「新規レイヤ(概要)」に記入する。 | <input type="checkbox"/> | ・受注者の提案による。<br>(別途使用しているレイヤ名は使用できない。)   |

| 番号 | 項目   | 頁    | 協議事項   | 事前 | 対応方針   |
|----|--|------|--|----|--|
| 16 | 第5章 コア写真編<br>2 コア写真の電子成果品                              | 5-1  | ボアホール画像等については本編規定の対象外とするが、仕様書に定められている場合や、受発注者協議の結果、納品することが必要となった場合には、本要領「第7章 その他の地質・土質調査成果編」に従い、「OTHERS」フォルダに格納することとする。なお、ファイル仕様等の詳細については、個々に受発注者協議の上、決定する。      | □  | ・受発注者間の協議とする。<br>(対象外とするが仕様書に定められている場合や、これらを納品することが求められた場合、個々に協議の上決定する。納品する場合は、OTHERS サブフォルダを利用する。)<br>・ボアホールスキャナの電子納品仕様は納品対象外             |
| 17 | 第6章 土質試験および地盤調査編<br>2 土質試験および地盤調査の電子成果品<br>(3)電子データシート | 6-2  | 電子データシートは、従来の紙データシートにかわるものとして、PDFファイルを納品することとする。なお、納品するデータシートの様式については、地盤工学会が定めるデータシート様式に基づくことを基本とするが、データシート様式が規定されていない試験の場合には、受発注者間で協議の上、決定することとする。              | □  | ・PDF形式で納品とする。複数で手書きが入る場合は TIFF 形式も可とする。  |
| 18 | 2 土質試験および地盤調査の電子成果品<br>(3)電子土質試験結果一覧表                  | 6-2  | 電子土質試験結果一覧表は、土質試験結果一覧表データ(XMLファイル)をPDF出力したものを納品することとする。PDFの出力様式は地盤工学会が定める「データシート4161:土質試験結果一覧表(基礎地盤)」、「データシート4162:土質試験結果一覧表(材料)」を基本とするが、受発注者間協議の上、別途その様式を定めても良い。 | □  | ・地盤工学会の定める様式を基本とするが、受発注者協議により変更しても可。   |
| 19 | 7 電子データシート<br>7-5 電子データシートの標準様式                        | 6-18 | 電子データシートの標準様式は、地盤工学会が定めるデータシート様式を基本とするが、データシート様式が規定されていない試験の場合には、受発注者間で協議の上、その様式を決定することとする。  | □  | ・地盤工学会の定める様式を基本とするが、受発注者協議により変更しても可。   |
| 20 | 7 その他の地質・土質調査成果編<br>1 適用                               | 7-1  | その他の地質・土質調査成果編は、本要領第2章～第6章で規定していない地質・土質調査成果のうち、受発注者協議の上、電子納品対象となった成果品の作成及び納品に関する事項を定めたものである。   | □  | 協議の上で電子納品する場合でも受注者側で既に電子化されているものを前提とする。報告文・ボーリング柱状図・地質平面図・地質断面図・コア写真・土質試験および地質調査・現場写真以外の項目について、要領(案)では基本的には電子化が容易な資料のみとし困難なものはむやみに電子化をしない。 |

## (5) 測量成果電子納品要領(案) 協議事項の方針(案) [ H20.12改訂 ]

| 番号 | 項目   | 頁           | 協議事項   | 事前                       | 対応方針   |
|----|--|-------------|--|--------------------------|--|
| 1  | 2.フォルダ構成<br>2-1 全体構成<br>その他データ<br>サブフォルダ<br>(OTHERS) | 4<br>~<br>7 | 基準点測量における各種証明書や説明書を格納する。また、受発注者間協議により本要領で定められていない基準点成果を、その他(OTHERS)に格納する。(水準測量、地形測量、路線測量、河川測量、用地測量、その他の応用測量も同様)  | <input type="checkbox"/> | 原則として、電子納品対象外とする。<br>ただし、電子化が容易なものであれば、受発注者間協議により電子納品することができる。   |
| 2  | 3.成果品の管理項目<br>3-2 測量成果管理項目                           | 39          | (7) 測量成果ファイル名副題<br>測量成果等のファイル名副題を、拡張子を含めて記入する。<br>製品仕様書に定められているファイル名や国土基本図図郭に準じたファイル名などを記入する。  | <input type="checkbox"/> | ・原則、本基準(案)の例を参考にファイル名を定めるとする。<br>ただし、不明な点などがあれば、受発注者間協議により決定する。  |
| 3  | 4 ファイル形式<br>4-1 基準点測量成果ファイル<br>表4-1 ファイル形式<br>基準点測量  | 44          | 平均図、基準点網図、観測図は、標準図式データファイルで納品する。<br>(備考)協議によりPDF、SXF(P21)オリジナル形式でも可  | <input type="checkbox"/> | ・標準図式データファイルを標準とする。(受発注者間協議により、PDF、SXF(SFC)、DWG形式で納品してもよい。)  |
| 4  | 4.ファイル形式<br>4-1 基準点測量成果ファイル<br>表4-1ファイル形式(基準点測量成果)   | 45          | (注)表に示される成果のうち、「対象外」と表記されている成果については、原則として電子納品の対象外とし、紙での納品を行う。これらの成果を電子納品については、電子納品の有無、ファイル形式、ファイル命名規則等を受発注者間協議により決定する。   | <input type="checkbox"/> | ・対象外とする。<br>(建標承諾書については、長期保存目的のため、PDFにより電子納品を求める場合もあるが受発注者間協議により決定すること。納品する場合は、押印されたものをスキャニングし、PDFデータを納品する。ファイル名は、KJAZ1nnn.PDF とする。) |
| 5  | 4-1 基準点測量成果ファイル<br>【運用基準】<br>(基準点測量)<br>(1)          | 45          | 観測手簿は、PDF形式で納品する。<br>観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。観測手簿(数値データ)の納品の要否は、受発注者間協議により決定する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。PDF形式については、枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。 | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。)  |
| 6  | (基準点測量)<br>(2)                                       | 45          | 観測記簿は、PDF形式で納品する。<br>観測記簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。観測記簿(数値データ)の納品の要否は、受発注者間協議により決定する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。PDF形式については、枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。 | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。)  |

| 番号 | 項目              | 頁  | 協議事項   | 事前                       | 対応方針   |
|----|-----------------|----|--|--------------------------|--|
| 7  | (基準点測量)<br>(3)  | 45 | 計算簿は、PDF形式で納品する。<br>観測記簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。観測記簿(数値データ)の納品の要否は、受発注者間協議により決定する。ファイルは、受発注間協議により、適当な単位でまとめて作成する。PDF形式については、枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。 | <input type="checkbox"/> | ・1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。  |
| 8  | (基準点測量)<br>(4)  | 45 | 基準点網図・平均図・観測図は、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、PDF,SXF(P21)、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、図単位又は図の種別単位で作成する。  | <input type="checkbox"/> | ・標準図式データファイルを標準とする。(将来的には再利用を考慮してCADデータとする。よって、受発注間協議によりSXF(SFC)、DWG形式での納品も可とする。)      |
| 9  | (基準点測量)<br>(5)  | 45 | 成果表は、PDF形式で納品する。<br>1成果1ファイルの単位で作成する。<br>成果表(数値データ)は、JPGIS準拠形式で納品する。受発注間協議により、TXT形式で納品してもよい。TXTファイルのフォーマットは、付属資料3による。成果表(数値データ)は、等級種別、適当な単位にまとめてファイルを作成する。       | <input type="checkbox"/> | ・成果表は、PDFファイル形式とする。<br>成果表(数値データ)は、可能な限りJPGIS準拠形式とするが、受発注間協議によりTXT ファイルで納品してもよい。       |
| 10 | (基準点測量)<br>(6)  | 46 | 点の記は、PDF形式で納品する。1成果1ファイルの成果単位で作成する。<br>点の記(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。点の記(数値データ)の納品の要否は、受発注者間協議により決定する。点の記(数値データ)は、適当な単位でまとめて作成する。                                     | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 11 | (基準点測量)<br>(7)  | 46 | 点検測量簿、埋標手簿及び基準点現況調査報告書は、PDF形式で納品する。ファイルは、適当な単位でまとめて作成する。   | <input type="checkbox"/> | ・1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。  |
| 12 | (基準点測量)<br>(8)  | 46 | 測量標の地上写真は、PDF形式で納品する。受発注者間協議によりオリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、適当な単位でまとめて作成する。   | <input type="checkbox"/> | ・PDFファイル形式とする。<br>1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。   |
| 13 | (その他データ)<br>(2) | 46 | 表4-1にない測量成果等については、その他サブフォルダに格納する。ファイル形式、ファイル作成単位等は、受発注者間協議により決定する。   | <input type="checkbox"/> | ・電子納品対象外とする。<br>(電子化が容易なものであれば受発注間協議により電子納品することができる。)                                  |

| 番号 | 項目  | 頁  | 協議事項  | 事前                       | 対応方針   |
|----|---|----|---|--------------------------|--|
| 14 | 4 ファイル形式<br>4-2 水準測量成果ファイル<br>表4-2 ファイル形式<br>水準測量成果 | 47 | 水準路線図、平均図は、標準図式データファイルで納品する。<br>(備考)協議によりPDF、SXF(P21)オリジナル形式でも可   | <input type="checkbox"/> | ・標準図式データファイルを標準とする。<br>(受発注間協議により、PDF、SXF(SFC)、DWG形式で納品してもよい。)                         |
| 15 | 4-2 水準測量成果ファイル<br>【運用基準】<br>(水準測量) (1)              | 48 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。<br>観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。観測手簿(数値データ)の納品の要否は、受発注者間協議により決定する。ファイルは、受発注間協議により、適当な単位でまとめて作成する。PDF形式については、枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。 | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 16 | (水準測量) (2)  | 48 | 計算簿は、PDF形式で納品する。ファイルは、適当な単位でまとめて作成する。   | <input type="checkbox"/> | ・1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。  |
| 17 | (水準測量) (3)  | 48 | 観測成果表簿は、PDF形式で納品する。観測成果表(数値データ)は、TXT形式で納品する。TXTファイルのフォーマットは、付属資料3による。ファイルは、適当な単位でまとめて作成する。  | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 18 | (水準測量) (4)  | 48 | 平均成果表は、PDF形式で納品する。平均成果表(数値データ)は、JPGIS準拠形式で納品する。受発注間協議により、TXT形式で納品してもよい。TXTファイルのフォーマットは、付属資料3による。成果表(数値データ)は、等級種別、適当な単位にまとめてファイルを作成する。                             | <input type="checkbox"/> | ・成果表は、PDFファイル形式とする。<br>成果表(数値データ)は、可能な限りJPGIS準拠形式とするが、受発注間協議によりTXT ファイルで納品してもよい。       |
| 19 | (水準測量) (5)  | 48 | 水準路線図、平均図は、標準図式データファイル形式で納品する。<br>受発注者間協議により、PDF、SXF(P21)、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、図単位又は図の種別単位で作成する。   | <input type="checkbox"/> | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注間協議により、PDF、SXF(SFC)、DWG形式で納品してもよい。                               |
| 20 | (水準測量) (6)  | 48 | 点の記は、PDF形式で納品する。1成果1ファイルの成果単位で作成する。点の記(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。点の記(数値データ)の納品の要否は、受発注者間協議により決定する。点の記(数値データ)は、適当な単位でまとめて作成する。  | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |

| 番号 | 項目  | 頁  | 協議事項  | 事前                       | 対応方針  |
|----|---|----|---|--------------------------|---|
| 21 | (水準測量) (7)  | 48 | 点検測量簿及び基準点現況調査報告書は、PDF形式で納品する。ファイルは、適当な単位でまとめて作成する。   | <input type="checkbox"/> | ・1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。                               |
| 22 | (水準測量) (8)  | 48 | 測量標の地上写真は、PDF形式で納品する。ファイルは、適当な単位でまとめて作成する。受発注者間協議によりオリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、適当な単位でまとめて作成する。               | <input type="checkbox"/> | ・PDFファイル形式とする。<br>1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。              |
| 23 | (その他データ) (2)  | 49 | 表4-2にない測量成果等については、その他サブフォルダに格納する。ファイル形式、ファイル作成単位等は、受発注者間協議により決定する。                                      | <input type="checkbox"/> | ・電子納品対象外とする。<br>(電子化が容易なものであれば受発注者間協議により電子納品することができる。)      |
| 24 | 4 ファイル形式<br>4-3 地形測量及び写真測量成果ファイル<br>表4-3 ファイル形式<br>地形測量及び写真測量成果 | 50 | 数値地形図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。<br>(備考)協議により標準図式データファイルも可。また、JPGIS準拠または標準図式データファイルに加えて、SXF(P21)形式も可       | <input type="checkbox"/> | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注者間協議により標準図式データファイル、SXF(SFC)形式も可。  |
| 25 | 地形測量及び写真測量成果  | 50 | 評定点配置図、水準路線図、対空標識点一覧図、標定図、刺針点一覧図、空中三角測量作業計画・実施一覧図は、標準図式データファイルで納品する。<br>(備考)協議によりPDF、SXF(P21)オリジナル形式でも可 | <input type="checkbox"/> | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議によりPDF、SXF(SFC)、DWG形式で納品してもよい。    |
| 26 | 地形測量及び写真測量成果  | 53 | 水部ポリゴンデータ、航空レーザ測量グラウンドデータは、JPGIS準拠形式で納品する。<br>(備考)協議によりTXT又はその他の形式も可                                    | <input type="checkbox"/> | ・可能な限りJPGIS準拠形式で納品とするが、受発注者間協議によりTXT又は受発注者間で利用可能な形式でもよい。    |
| 27 | 地形測量及び写真測量成果  | 53 | 航空レーザ測量グリッドデータ、等高線データは、JPGIS準拠形式で納品する。<br>(備考)協議により標準図式データファイル又はその他の形式も可                                | <input type="checkbox"/> | ・可能な限りJPGIS準拠形式で納品とするが、協議により標準図式データファイル又は受発注者間で利用可能な形式でもよい。 |

| 番号 | 項目                                | 頁  | 協議事項   | 事前 | 対応方針   |
|----|-----------------------------------|----|--|----|--|
| 28 | 【運用基準】<br>○現地測量<br>(数値異形図データ) (1) | 56 | 数値地形図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注間協議により、標準図式データファイル形式で納品してもよい。また、受発注間協議により、JPGIS準拠形式又は標準図式データファイル形式に加えて、SXF(P21)形式で納品してもよい。   | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注間協議により標準図式データファイルで納品してもよい。加えてSXF(SFC)形式で納品してもよい。             |
| 29 | ○空中写真測量<br>(標定点の設置)<br>(2)        | 56 | 標定点配置図、水準路線図は、標準図式データファイル形式で納品する。受発注間協議により、PDF,SXF(P21)、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、図単位又は図の種類単位で作成する。標定点配置図、水準路線図、対空標識点一覧図、標定図及び刺針点一覧図を一図葉に併記した場合は、該当するフォルダに複製を作成して指定された命名規則でそれぞれのファイルを格納する。 | □  | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注間協議により、PDF、SXF(SFC)、DWG形式で納品してもよい。                               |
| 30 | (標定点の設置)<br>(3)                   | 56 | 標定点測量簿及び同明細簿は、PDF形式とする。標定点測量簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。標定点測量簿(数値データ)の納品の要否は、受発注間協議により決定する。ファイルは、当該成果一式を1ファイルにまとめて作成する。   | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 31 | (対空標識の設置)<br>(3)                  | 56 | 対空標識点一覧表は、標準図式データファイル形式で納品する。受発注間協議により、PDF,SXF(P21)、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、図単位で作成する。標定点配置図、水準路線図、標定図及び刺針点一覧図を一図葉に併記した場合、該当するフォルダに複製を作成して指定された命名規則でそれぞれのファイルを格納する。                       | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。受発注間協議により、PDF、SXF(SFC)、DWG形式で納品してもよい。                            |
| 32 | (撮影) (2)                          | 57 | 数値写真は、TIF形式で納品する。画像圧縮を行う場合にはロスレス圧縮を行う。数値写真はデータ量が膨大となるため、受発注者間協議により電子納品方法を別途定めてもよい。   | □  | ・1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。  |
| 33 | (撮影) (3)                          | 57 | サムネイル画像は、BMP又はJPEG形式で納品する。   | □  | ・サムネイル画像は、JPEG形式で納品する。   |

| 番号 | 項目                    | 頁  | 協議事項  | 事前 | 対応方針  |
|----|-----------------------|----|---|----|---|
| 34 | (撮影) (4)              | 57 | 標定図は、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、PDF、SXF(P21)、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、測量区域単位で作成する。標定点配置図、水準路線図、対空標識点一覧図、標定図及び刺針点一覧図を一図葉に併記した場合は、該当するフォルダに複製を作成して指定された命名規則でそれぞれのファイルを格納する。 | □  | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議により、PDF、SXF(SFC)、DWG形式で納品してもよい。                   |
| 35 | ○空中写真測量(刺針) (2)       | 57 | 刺針点一覧図は、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、PDF、SXF(P21)、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、測量区域単位で作成する。標定点配置図、水準路線図及び対空標識点一覧図等を一図葉に併記した場合は、該当するフォルダに複製を作成して指定された命名規則でそれぞれのファイルを格納する。        | □  | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議により、PDF、SXF(SFC)、DWG形式で納品してもよい。                   |
| 36 | (空中三角測量) (3)          | 58 | 空中三角測量作業計画・実施一覧図は、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、PDF、SXF(P21)、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、測量区域単位で作成する。   | □  | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議により、PDF、SXF(SFC)、DWG形式で納品してもよい。                   |
| 37 | (数値地形図データファイルの作成) (1) | 58 | 数値地形図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、標準図式データファイル形式で納品してもよい。また、受発注者間協議により、JPGIS準拠又は標準図式データファイル形式に加えて、SXF(P21)形式で納品してもよい。  | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注者間協議により標準図式データファイルで納品してもよい。加えてSXF(SFC)形式で納品してもよい。 |
| 38 | ○既成図数値化 (1)           | 59 | 数値地形図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、標準図式データファイル形式で納品してもよい。また、受発注者間協議により、JPGIS準拠又は標準図式データファイル形式に加えて、SXF(P21)データ形式で納品してもよい。   | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注者間協議により標準図式データファイルで納品してもよい。加えてSXF(SFC)形式で納品してもよい。 |

| 番号 | 項目  | 頁  | 協議事項   | 事前 | 対応方針   |
|----|---|----|--|----|--|
| 39 | ○修正測量(1)  | 59 | 数値地形図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、標準図式データファイル形式で納品してもよい。また、受発注者間協議により、JPGIS準拠又は標準図式データファイル形式に加えて、SXF(P21)データ形式で納品してもよい。          | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注間協議により標準図式データファイルで納品してもよい。加えてSXF(SFC)形式で納品してもよい。             |
| 40 | ○航空レーザ測量<br>(オリジナルデータ作成)(1)                         | 61 | オリジナルデータは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、TXT又はその他のファイル形式で納品してもよい。ファイルは、データ管理図葉単位で作成する。  | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式で納品とするが、協議によりTXT、または受発注間で利用可能な形式でもよい。                                   |
| 41 | (グラウンドデータ作成)(1)                                     | 61 | グラウンドデータは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、TXT又はその他のファイル形式で納品してもよい。ファイルは、データ管理図葉単位で作成する。  | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式で納品とするが、協議によりTXT、または受発注間で利用可能な形式でもよい。                                   |
| 42 | (グリッドデータ作成)(1)                                      | 61 | グリッドデータは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、標準図式データファイル又はその他の形式で納品してもよい。ファイルは、データ管理図葉単位で作成する。   | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式で納品とするが、協議によりTXT、または受発注間で利用可能な形式でもよい。                                   |
| 43 | (等高線データ作成)(1)                                       | 62 | 等高線データは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、標準図式データファイル又はその他の形式で納品してもよい。ファイルは、データ管理図葉単位で作成する。  | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式で納品とするが、協議により標準図式データファイル、または受発注間で利用可能な形式でもよい。                           |
| 44 | ○地図編集(1)  | 62 | 数値地形図データファイル(編集原図データ)は、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、標準図式データファイル形式で納品してもよい。また、受発注者間協議により、JPGIS準拠又は標準図式データファイル形式に加えて、SXF(P21)データ形式で納品してもよい。 | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式で納品とするが、受発注間協議により標準図式データファイル、または受発注間で利用可能な形式でもよい。加えてSXF(SFC)形式で納品してもよい。 |
| 45 | 4 ファイル形式<br>4-4 路線測量成果ファイル<br>表4-4 ファイル形式<br>路線測量成果 | 64 | 線形図データファイル、線形地形図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。<br>(備考)協議により、SXF(P21)形式も可   | □  | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注間協議によりSXF(SFC)形式も可。  |

| 番号 | 項目                  | 頁  | 協議事項  | 事前                       | 対応方針   |
|----|---------------------|----|---|--------------------------|--|
| 46 | 路線測量成果              | 64 | 成果表(数値データ)、計算簿(数値データ)は、TXTで納品する。<br>(備考)協議により、その他の形式も可  | <input type="checkbox"/> | ・TXTを標準とする。受発注間協議により受発注間で利用可能な形式でもよい。                                  |
| 47 | 路線測量成果              | 64 | 成果表(数値データ)、計算簿(数値データ)は、JPGIS準拠形式で納品する。<br>(備考)協議により、SXF(P21)形式も可                                      | <input type="checkbox"/> | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注間協議によりTXT、受発注間で利用可能な形式も可。                    |
| 48 | 路線測量成果              | 65 | 縦断面データファイル、横断面データファイルは、協議により決定した形式で納品する。<br>(備考)協議により、SXF(P21)形式も可                                    | <input type="checkbox"/> | ・SXF(SFC)形式を標準とする。受発注間協議により、受発注間で利用可能な形式も可。                            |
| 49 | 路線測量成果              | 65 | 詳細平面図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。<br>(備考)協議により、標準図式データファイル又はSXF(P21)形式も可                                  | <input type="checkbox"/> | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注間協議により標準図式データファイル、SXF(SFC)形式、受発注間で利用可能な形式も可。 |
| 50 | 【運用基準】<br>(線形決定)(2) | 66 | 線形図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。                | <input type="checkbox"/> | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注間協議によりSXF(SFC)形式も可。                              |
| 51 | (条件点の観測)<br>(3)     | 66 | 成果表は、PDF形式で納品する。<br>成果表(数値データ)は、TXT形式で納品する。受発注者間協議により、その他の形式で納品してもよい。                                 | <input type="checkbox"/> | ・成果表(数値データ)は、TXT形式を標準とする。受発注間協議により受発注間で利用可能な形式も可。                      |
| 52 | (中心線測量)<br>(1)      | 67 | 計算簿は、PDF形式で納品する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。<br>計算簿(数値データ)は、TXT形式で納品する。受発注者間協議により、その他の形式で納品してもよい。 | <input type="checkbox"/> | ・計算簿(数値データ)は、TXT形式を標準とする。受発注間協議により受発注間で利用可能な形式も可。                      |
| 53 | (仮BM設置測量)<br>(1)    | 67 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。               | <input type="checkbox"/> | ・1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。  |
| 54 | (仮BM設置測量)<br>(2)    | 67 | 成果表は、PDF形式で納品する。<br>成果表(数値データ)は、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、TXT又はその他の形式で納品してもよい。                        | <input type="checkbox"/> | ・成果表(数値データ)は可能な限りJPGIS準拠形式を標準とする。受発注間協議によりTXTまたは受発注間で利用可能な形式も可。        |

| 番号 | 項目               | 頁  | 協議事項  | 事前                       | 対応方針  |
|----|------------------|----|---|--------------------------|---|
| 55 | (仮BM設置測量)<br>(4) | 67 | 水準路線図、平均図は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)又はオリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、図単位で作成する。  | <input type="checkbox"/> | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注者間協議によりSXF(SFC)形式、受発注者間で利用可能な形式も可。                                  |
| 56 | (縦断測量) (1)       | 68 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。 | <input type="checkbox"/> | ・1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。   |
| 57 | (縦断測量) (2)       | 68 | 成果表は、PDF形式で納品する。成果表(数値データ)は、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、TXT又はその他の形式で納品してもよい。  | <input type="checkbox"/> | ・成果表(数値データ)は可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注者間協議によりTXTまたは受発注者間で利用可能な形式も可。                      |
| 58 | (横断測量) (1)       | 68 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。 | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 59 | (詳細測量) (1)       | 68 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。 | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 60 | (詳細測量) (2)       | 68 | 成果表は、PDF形式で納品する。成果表(数値データ)は、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、TXT又はその他の形式で納品してもよい。  | <input type="checkbox"/> | ・成果表(数値データ)はJPGIS準拠形式を標準とする。受発注者間協議によりTXTまたは受発注者間で利用可能な形式も可。                            |
| 61 | (詳細測量) (3)       | 69 | 詳細平面図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。                              | <input type="checkbox"/> | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注者間協議によりSXF(SFC)形式も可。  |
| 62 | (詳細測量) (4)       | 69 | 縦断面図、横断面図データファイルは、受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品する。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。  | <input type="checkbox"/> | ・SXF(SFC)形式で納品する。   |

| 番号 | 項目  | 頁  | 協議事項   | 事前 | 対応方針  |
|----|---|----|--|----|---|
| 63 | (用地幅杭設置測量) (1)                                      | 69 | 計算簿は、PDF形式で納品する。<br>計算簿(数値データ)は、TXT形式で納品する。受発注者間協議により、その他の形式で納品してもよい。<br>ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。  | □  | ・数値簿(数値データ)は、TXT形式を標準とする。受発注者間協議により受発注間で利用可能な形式も可。                                      |
| 64 | (用地幅杭設置測量) ( )                                      | 69 | 杭打図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。   | □  | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議によりSXF(SFC)形式も可。  |
| 65 | 4 ファイル形式<br>4-5 河川測量成果ファイル<br>表4-5 ファイル形式<br>河川測量成果 | 71 | 成果表(数値データ)、計算簿(数値データ)は、JPGIS準拠形式で納品する。<br>(備考)協議により、TXT又はそのたの形式も可  | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注者間協議によりTXT、受発注間で利用可能な形式も可。                                    |
| 66 | 河川測量成果  | 71 | 距離標位置情報整理簿、点の記は、PDF形式で納品する。<br>(備考)協議により、オリジナル形式も可   | □  | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注者間協議により、受発注間で利用可能な形式も可。   |
| 67 | 河川測量成果  | 71 | 水準路線図、平均図は、PDF形式で納品する。<br>(備考)協議により、SXF(P21)、オリジナル形式も可   | □  | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注者間協議により、SXF(SFC)、受発注間で利用可能な形式も可。                                    |
| 68 | 河川測量成果  | 72 | 縦断図データファイル、横断図面データファイルは、協議により決定した形式で納品する。<br>(備考)協議により、SXF(P21)形式も可  | □  | ・SXF(SFC)形式を標準とする。受発注者間協議によりDWG形式、受発注間で利用可能な形式も可。                                       |
| 69 | 【運用基準】<br>(距離標設置測量) (1)                             | 74 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。<br>観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。観測手簿(数値データ)の納品の要否は、受発注者間協議により決定する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 70 | (距離標設置測量) (3)                                       | 74 | 成果表は、PDF形式で納品する。<br>成果表(数値データ)は、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、TXT又はその他の形式で納品してもよい。   | □  | ・成果表(数値データ)は可能な限りJPGIS準拠形式を標準とする。受発注者間協議によりTXTまたは受発注間で利用可能な形式も可。                        |

| 番号 | 項目            | 頁  | 協議事項  | 事前 | 対応方針  |
|----|---------------|----|---|----|---|
| 71 | (距離標設置測量) (4) | 74 | 点の記は、PDF形式で納品する。<br>点の記(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。点の記(数値データ)の納品の要否は、受発注者間協議により決定する。  | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 72 | (距離標設置測量) (5) | 74 | 距離標位置情報整理表は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、種別単位で作成する。  | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 73 | (水準基標測量) (1)  | 74 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。<br>観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。観測手簿(数値データ)の納品の要否は、受発注者間協議により決定する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。 | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 74 | (水準基標測量) (3)  | 75 | 成果表は、PDF形式で納品する。<br>成果表(数値データ)は、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、TXT又はその他の形式で納品してもよい。  | □  | ・成果表(数値データ)は、可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注者間協議によりTXT、受発注者間で利用可能な形式も可。                       |
| 75 | (水準基標測量) (4)  | 75 | 点の記は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、オリジナル形式で納品してもよい。   | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 76 | (水準基標測量) (5)  | 75 | 水準路線図、平均図は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)又はオリジナル形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。  | □  | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注者間協議により、SXF(SFC)、受発注者間で利用可能な形式も可。                                   |
| 77 | (定期縦断測量) (1)  | 75 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。<br>観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。<br>ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。                               | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |

| 番号 | 項目              | 頁  | 協議事項  | 事前                       | 対応方針  |
|----|-----------------|----|---|--------------------------|---|
| 78 | (定期縦断測量)<br>(4) | 75 | 縦断面図データファイルは、受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品する。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。   | <input type="checkbox"/> | ・SXF(SFC)形式で納品する。   |
| 79 | (定期縦断測量)<br>(6) | 76 | 水準路線図、平均図は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)又はオリジナル形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。                                      | <input type="checkbox"/> | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注者間協議によりSXF(SFC)形式、受発注間で利用可能な形式も可。                                   |
| 80 | (定期横断測量)<br>(1) | 76 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。<br>観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。<br>ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。 | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 81 | (定期横断測量)<br>(3) | 76 | 横断面図データファイルは、受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品する。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。   | <input type="checkbox"/> | ・SXF(SFC)形式で納品する。   |
| 82 | (深淺測量) (1)      | 77 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。<br>観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。<br>ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。 | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 83 | (深淺測量) (3)      | 77 | 横断面図、縦断面図データファイルは、受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品する。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。  | <input type="checkbox"/> | ・SXF(SFC)形式で納品する。   |
| 84 | (深淺測量) (4)      | 77 | 等高・等深線図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。<br>受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。                            | <input type="checkbox"/> | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議によりSXF(SFC)形式も可。  |

| 番号 | 項目         | 頁  | 協議事項  | 事前 | 対応方針  |
|----|------------|----|---|----|---|
| 85 | (法線測量) (1) | 77 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。<br>ファイルは、受発注者間協議により、<br>適当な単位でまとめて作成する。枚<br>数が多い場合、利用の便を考慮し、<br>100枚程度に分割してファイルを作<br>成する。                                   | □  | ・1ファイルが10MB以下となるようにフ<br>ァイル分割を行う。   |
| 86 | (法線測量) (3) | 77 | 線形図データファイルは、JPGIS準拠<br>形式で納品する。受発注者間協議に<br>より、標準図式データファイル又は<br>SXF(P21)形式で納品してもよい。フ<br>ァイル作成単位は、受発注者間協議に<br>より決定する。                           | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準と<br>するが、受発注者間協議により標準図式<br>データファイル、またはSXF(SFC)形式<br>も可。                               |
| 87 | (海浜測量) (1) | 77 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。<br>観測手簿(数値データ)は、オリジナル<br>形式で納品する。ファイルは、受発注<br>者間協議により、適当な単位でまと<br>めて作成する。枚数が多い場合、利<br>用の便を考慮し、100枚程度に分割<br>してファイルを作成する。     | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象<br>外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値<br>データを電子納品する場合は、1フ<br>ァイルが10MB以下となるようにフ<br>ァイル分割を行う。) |
| 88 | (海浜測量) (2) | 78 | 計算簿は、PDF形式で納品する。<br>計算簿(数値データ)は、オリジナル形<br>式で納品する。<br>ファイルは、受発注者間協議により、<br>適当な単位でまとめて作成する。   | □  | ・1ファイルが10MB以下となるようにフ<br>ァイル分割を行う。   |
| 89 | (海浜測量) (3) | 78 | 等高・等深線図データファイルは、<br>JPGIS準拠形式で納品する。受発注<br>者間協議により、標準図式データフ<br>ァイル又はSXF(P21)形式で納品して<br>もよい。ファイル作成単位は、受発注<br>者間協議により決定する。                       | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準と<br>するが受発注者間協議により標準図式<br>データファイル、またはSXF(SFC)形式<br>も可。                                |
| 90 | (汀線測量) (1) | 78 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。<br>観測手簿(数値データ)は、オリジナル<br>形式で納品する。<br>ファイルは、受発注者間協議により、<br>適当な単位でまとめて作成する。枚<br>数が多い場合、利用の便を考慮し、<br>100枚程度に分割してファイルを作<br>成する。 | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象<br>外とする。<br>(受発注者<br>間協議によりオリジナル数値データを電<br>子納品する場合は、1ファイルが10MB<br>以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 91 | (汀線測量) (2) | 78 | 計算簿は、PDF形式で納品する。<br>計算簿(数値データ)は、オリジナル形<br>式で納品する。<br>ファイルは、受発注者間協議により、<br>適当な単位でまとめて作成する。   | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象<br>外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値<br>データを電子納品する場合は、1フ<br>ァイルが10MB以下となるようにフ<br>ァイル分割を行う。) |

| 番号  | 項目  | 頁  | 協議事項  | 事前 | 対応方針  |
|-----|---|----|---|----|---|
| 92  | (汀線測量) (3)  | 78 | 汀線図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、標準図式データファイル又はSXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。 | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、協議により標準図式データファイル、またはSXF(SFC)形式も可。    |
| 93  | 4 ファイル形式<br>4-6 河川測量成果ファイル<br>表4-6 ファイル形式<br>用地測量成果 | 80 | 公図等転写連続図、復元箇所位置図、設置箇所位置図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。<br>(備考)協議により、SXF(P21)形式も可                  | □  | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議によりSXF(SFC)形式も可。                  |
| 94  | 用地測量成果  | 80 | 土地調査表、建物の登記記録等調査表、権利者調査表は、PDFファイル形式で納品する。<br>(備考)協議により、オリジナル形式も可                                | □  | ・1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。                               |
| 95  | 用地測量成果  | 80 | 成果表(数値データ)、面積計算書(数値データ)は、TXT形式で納品する。<br>(備考)受発注者間協議により、その他の形式も可                                 | □  | ・成果表(数値データ)は、TXTを標準とする。受発注者間協議により、受発注間で利用可能な形式も可。           |
| 96  | 用地測量成果  | 80 | 基準点網図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。(備考)受発注者間協議により、PDF、SXF(P21)形式、オリジナル形式も可                        | □  | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議によりPDF、SXF(SFC)形式、受発注間で利用可能な形式も可。 |
| 97  | 用地測量成果  | 81 | 計算簿は、PDF形式で納品する。<br>(備考)受発注者間協議により、TXT、又はその他の形式も可   | □  | ・PDFを標準とする。受発注者間協議によりTXT、または受発注間で利用可能な形式でもよい。               |
| 98  | 用地測量成果  | 81 | 精度管理図は、PDF形式で納品する。<br>(備考)受発注者間協議により、SXF(P21)形式も可   | □  | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注者間協議により、SXF(SFC)、受発注間で利用可能な形式も可。        |
| 99  | 用地測量成果  | 81 | 用地実測図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。<br>(備考)受発注者間協議により、標準図式データファイル、又はSXF(P21)形式も可                      | □  | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注者間協議によりSXF(SFC)、受発注間で利用可能な形式も可。   |
| 100 | 【運用基準】<br>(資料調査) (2)                                | 82 | 公図等転写連続図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。     | □  | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議によりSXF(SFC)形式も可。                  |

| 番号  | 項目         | 頁  | 協議事項  | 事前                       | 対応方針   |
|-----|------------|----|---|--------------------------|--|
| 101 | (資料調査) (3) | 82 | 土地調査表は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。   | <input type="checkbox"/> | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注者間協議により受発注間で利用可能な形式も可。   |
| 102 | (資料調査) (4) | 82 | 建物の登記簿等調査表は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。  | <input type="checkbox"/> | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注者間協議により受発注間で利用可能な形式も可。   |
| 103 | (資料調査) (5) | 82 | 権利者調査表は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。  | <input type="checkbox"/> | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注者間協議により受発注間で利用可能な形式も可。   |
| 104 | (復元測量) (1) | 82 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。   | <input type="checkbox"/> | ・1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。  |
| 105 | (復元測量) (2) | 83 | 復元箇所位置図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。  | <input type="checkbox"/> | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議によりSXF(SFC)形式も可。   |
| 106 | (境界測量) (1) | 83 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。観測手簿(数値データ)の納品の要否は、受発注者間協議により決定する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。 | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議により、受発注間で利用可能な形式で納品してもよい。1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 107 | (境界測量) (3) | 83 | 成果表は、PDF形式で納品する。成果表(数値データ)は、TXT形式で納品する。受発注者間協議により、その他の形式で納品してもよい。   | <input type="checkbox"/> | ・成果表(数値データ)は、TXT形式を標準とする。受発注者間協議により、受発注間で利用可能な形式も可。                                      |

| 番号  | 項目             | 頁  | 協議事項  | 事前 | 対応方針  |
|-----|----------------|----|---|----|---|
| 108 | (補助基準点の設置) (1) | 83 | 観測手簿は、PDF形式で納品する。観測手簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。観測手簿(数値データ)の納品の可否は、受発注者間協議により決定する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。枚数が多い場合、利用の便を考慮し、100枚程度に分割してファイルを作成する。 | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議により、受発注者間で利用可能な形式で納品してもよい。1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 109 | (補助基準点の設置) (3) | 83 | 成果表は、PDF形式で納品する。成果表(数値データ)は、TXT形式で納品する。受発注者間協議により、その他の形式で納品してもよい。   | □  | ・成果表(数値データ)は可能な限りJPGIS準拠形式を標準とする。受発注者間協議によりTXTまたは受発注者間で利用可能な形式も可。                         |
| 110 | (補助基準点の設置) (4) | 83 | 基準点網図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、PDF、SXF(P21)、オリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、図単位又は図の種別単位で作成する。  | □  | ・標準図式データファイルを標準とするが、受発注者間協議によりPDF、SXF(SFC)形式、受発注者間で利用可能な形式も可。                             |
| 111 | (用地境界仮杭設置) (1) | 84 | 計算簿は、PDF形式で納品する。計算簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。ファイルは、受発注者間協議により、適当な単位でまとめて作成する。   | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。)   |
| 112 | (用地境界仮杭設置) (3) | 84 | 設置箇所位置図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。  | □  | ・標準図式データファイルを標準とする。受発注者間協議によりSXF(SFC)形式も可。  |
| 113 | (用地境界杭設置) (1)  | 84 | 計算簿は、PDF形式で納品する。計算簿(数値データ)は、オリジナル形式で納品する。ファイルは、受発注者間の協議により適当な単位でまとめて整理する。   | □  | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注者間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。)   |
| 114 | (用地境界杭設置) (2)  | 84 | 成果表は、PDF形式で納品する。成果表(数値データ)は、TXT形式で納品する。受発注者間協議により、その他の形式で納品してもよい。   | □  | ・成果表(数値データ)は、TXTを標準とする。受発注者間協議により、受発注者間で利用可能な形式も可。  |

| 番号  | 項目  | 頁  | 協議事項  | 事前                       | 対応方針   |
|-----|---|----|---|--------------------------|--|
| 115 | (用地境界杭設置) (3)                               | 84 | 設置箇所位置図データファイルは、標準図式データファイル形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。        | <input type="checkbox"/> | ・オリジナルデータの電子納品は対象外とする。<br>(受発注間協議によりオリジナル数値データを電子納品する場合は、1ファイルが10MB以下となるようにファイル分割を行う。) |
| 116 | (境界点間測量) (2)                                | 84 | 精度度管理図は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、SXF(P21)又はオリジナル形式で納品してもよい。ファイルは、図単位又は図の種別単位で作成する。                   | <input type="checkbox"/> | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注間協議により、SXF(SFC)、受発注間で利用可能な形式も可。                                    |
| 117 | (用地実測図データファイルの作成) (1)                       | 84 | 用地実測図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、標準図式データファイル又はSXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。 | <input type="checkbox"/> | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注間協議によりSXF(SFC)、受発注間で利用可能な形式も可。                               |
| 118 | (用地平面図データファイルの作成) (1)                       | 84 | 用地平面図データファイルは、JPGIS準拠形式で納品する。受発注者間協議により、標準図式データファイル又はSXF(P21)形式で納品してもよい。ファイル作成単位は、受発注者間協議により決定する。 | <input type="checkbox"/> | ・可能な限りJPGIS準拠形式を標準とするが、受発注間協議により標準図式データファイル、SXF(SFC)形式も可。                              |
| 119 | 4 ファイル形式<br>4-8 ドキュメント<br>ファイル<br>【運用基準】(1) | 87 | 製品仕様書は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、オリジナル形式で納品してもよい。   | <input type="checkbox"/> | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注間協議により、受発注間で利用可能な形式も可。   |
| 120 | 【運用基準】(2)                                   | 87 | 特記仕様書は、PDF形式で納品する。受発注者間協議により、オリジナル形式で納品してもよい。   | <input type="checkbox"/> | ・PDFファイル形式を標準とする。受発注間協議により、受発注間で利用可能な形式も可。   |

## (6) 工事完成図書の電子納品要領(案) 協議事項の方針(案) [ H20.05改訂 ]

| 番号 | 項目                         | 頁  | 協議事項   | 事前                       | 対応方針   |
|----|----------------------------|----|--|--------------------------|--|
| 1  | 表1-1 共通仕様書の適用              | 1  | 各工事において適用されている規定と、本要領の規定との間に差異がある場合は、監督職員の指示に従う。   | <input type="checkbox"/> | 表1-1の「土木工事共通仕様書(各地方整備局)」は一般土木工事等共通仕様書(滋賀県)を適用する。   |
| 2  | フォルダ構成<br>「OTHERS」フォルダ     | 7  | 「OTHERS」フォルダは、監督職員の承諾を得て作成することができ、作成する際は、その他管理ファイルを格納する。「ORG」サブフォルダは、監督職員の承諾を得て複数作成することができ、個別分野の維持管理システムへの登録データ等、各工事の特性に応じたデータを格納する。 | <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・OTHERSフォルダ例</li> <li> --OTHERS---OTHERS.XML</li> <li>     --OTHERS_04.DTD</li> <li>     (工事履行報告書ファイル)</li> <li>     --ORG001--PRG01_01.PDF</li> <li>     </li> <li>     --PRGnn_mm.PDF</li> <li>     (段階確認書ファイル)</li> <li>     --ORG002--CHK01_01.PDF</li> <li>     </li> <li>     --CHKnn_mm.PDF</li> <li>     (○○ファイル)</li> <li>     --ORG003---AAA001.xxx</li> <li> --YYY00n.xxx</li> </ul> |
| 3  | 文書中に組み込む図、表、写真のオリジナルファイル形式 | 17 | 文書中に組み込む図、表、写真のオリジナルファイルは、電子媒体への格納は不要である。オリジナルファイルの形式については監督職員と協議する。   | <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的なオリジナルファイル様式例</li> <li>  図 : DWG形式,PDF形式</li> <li>  表 : XLS形式</li> <li>  写真 : JPG形式,TIFF形式</li> </ul>   |
| 4  | 打合せ簿および施工計画書オリジナルファイル形式    | 22 | 打合せ簿および施工計画書オリジナルファイルを作成するソフト及びファイル形式は、監督職員と協議の上決定する。  | <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式集からExcel様式で利用可能</li> <li>・「滋賀県工事管理情報システム」利用の場合の鑑様式はPDF様式とし添付ファイル等のオリジナルファイル例は以下のとおり。</li> <li>・文書用ソフト: Word( ver.            )</li> <li>・表計算ソフト: Excel(ver.           )</li> <li>・CADソフト: ソフト名(ver.           )</li> </ul>   |
| 5  | 発注図・完成図ファイルのファイル形式         | 22 | 発注図・完成図ファイルのファイル形式は「CAD製図基準(案)」に準じる。   | <input type="checkbox"/> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CADデータ交換フォーマットは原則として SXF(SFC) とする。</li> <li>・完成図面ファイルについては、DWG形式およびDXF形式等のオリジナルファイルをDRAWINGF下層のCADORGフォルダに格納する。</li> </ul>   |

| 番号 | 項目             | 頁  | 協議事項   | 事前                       | 対応方針  |
|----|----------------|----|--|--------------------------|---|
| 6  | 圧縮ファイル形式       | 22 | 拡張子が4文字以上、ファイル間でリンクや階層を持った資料など、本要領に寄りがたい場合は、ファイルを圧縮して電子媒体に格納する。圧縮ファイル形式は監督職員と協議し、決定する。   | <input type="checkbox"/> | ・圧縮ファイル形式例<br>圧縮ファイル: ZIP形式   |
| 7  | ファイルの命名規則      | 24 | 「ORGnnn」サブフォルダに格納するファイル名は、上記の規則に準じ、監督職員と協議する。  | <input type="checkbox"/> | 番号 2 フォルダ構成の(OTHRフォルダ例)を参照  |
| 8  | 電子化が困難な資料の取り扱い | 31 | 電子化が難しい書類の取り扱いは、事前に監督職員と協議する。<br>・鋼材、鉄筋のミルシート<br>・セメントの品質証明<br>・骨材のアルカリ・シリカ反応性試験結果<br>・廃棄物マニフェスト<br>・二次製品の品質証明書<br>・コンクリート品質試験結果 | <input type="checkbox"/> | ・原則として電子納品とせず、紙での納品とする。ただし、別途指示がある場合はこの限りではない。<br><br>(可能であれば、品質証明、試験結果など電子化しやすいものについては、電子化した書類と紙との納品が望ましい) |

